

住民基本台帳事務に係る 支援措置制度



身体・精神等の暴力行為の相手方からの住所探索を防ぎます！

DV（配偶者からの暴力）、ストーカー行為、児童虐待およびこれらに準ずる行為の支援措置対象者の方からの申し出により、相手方からの所在確認を目的とした、「住民票の写し」や「戸籍の附票の写し」の交付の制限を行う制度です。

この支援措置を受けられるのは、警察などから支援が必要と認められた人です。

支援措置の内容

相手方からの住所確認を目的とした次の請求を制限します。

- 住民票の写しの交付
- 戸籍の附票の写しの交付
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

支援が実施されると

- 相手方からの交付請求を制限します。
- 第三者からの請求は、厳密な審査を行います。
- 代理人、使者、郵送の請求は受け付けません。
- 支援措置対象者本人が住民票などの交付を受ける場合は、本人確認書類（写真が添付された公的機関発行の身分証明書など）を持参していただきます。

手続きの流れ

- ① 警察、女性相談センター、子ども家庭センターなどへ相談に行きます。



- ② 市役所へ申し出ます。



- ③ 市役所で支援可否の決定をします。決定後は次の対応を行います。

- ・ 申出者へ可否の通知
- ・ 関係市町村へ支援措置の通知



※詳細についてはお問い合わせください

・ 大東市役所市民課 ☎072-870-4011

(参考)

・ 大阪府四條畷警察署 生活安全課 ☎072-875-1234

・ 大阪府女性相談センター ☎06-6949-6022 ・ 06-6946-7890

・ 大阪府中央子ども家庭センター ☎072-828-0161